

国立大学法人金沢大学における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

平成28年3月31日
学 長 裁 定

(目的)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、国立大学法人金沢大学の職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障がいをいう。以下同じ。）を理由として、障がい者（障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(監督者の責務)

第4条 職員のうち、金沢大学学則第22条に定める部局長等（以下「部局長等」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障がい者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 部局長等は、障がい者差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第5条 職員が、障がい者に対し不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を行わなかった場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(障がいを理由とする差別の解消を推進するための体制)

第6条 本学における障がいを理由とする差別の解消を推進するため、障がい者差別解消推進会議を置く。

2 障がい者差別解消推進会議の議長は総務・人事担当理事とし、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 総務・人事担当理事
- (2) 教育担当理事
- (3) 附属病院担当理事
- (4) 企画評価担当理事
- (5) その他、総務・人事担当理事が必要と認める者

3 障がい者差別解消推進会議の事務は、総務部において処理する。

(障がいを理由とする差別の解消を推進するための事務)

第7条 障がい者等からの相談に応じるための窓口は、次の各号に掲げる部等に置く。

- (1) 総務部
- (2) 各系事務部
- (3) 学生部
- (4) 病院部
- (5) 保健管理センター
- (6) 障がい学生支援室

2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 総務・人事担当理事が、窓口に対してなされた相談への対応等、障がいを理由とする差別の解消を推進するための事務を行ううえで必要と認めるときには、障がい者差別解消推進会議において審議する。

(研修及び啓発の実施)

第8条 本学における障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。